

議長定例記者会見 会見録

日時：令和元年10月1日 10時30分～

場所：全員協議会室

1 冒頭発言

○ヘイトスピーチに対する県議会としての姿勢について

2 発表事項

○第1回選挙区及び定数に関する在り方調査会の開催について

○令和元年度 第2回「みえ現場 de 県議会」（令和2年2月頃開催予定）のテーマおよび参加団体の県民への公募について

3 質疑項目

○第1回選挙区及び定数に関する在り方調査会の開催について

○令和元年度 第2回「みえ現場 de 県議会」（令和2年2月頃開催予定）のテーマおよび参加団体の県民への公募について

○ヘイトスピーチに対する県議会としての姿勢について

○日台友好三重県議会議員連盟について

1 冒頭発言

○ヘイトスピーチに対する県議会としての姿勢について

（議長）おはようございます。ただ今から、10月の議長定例記者会見を始めさせていただきます。発表事項に入ります前に、議員のSNSにおける発言を発端としましたヘイトスピーチに関する問題につきまして、前回の定例記者会見でもご質問いただきましたことなども踏まえまして、正副議長としての考えをお伝えしたいと思います。三重県議会では平成2年3月、あらゆる差別を撤廃し、すべての県民の人権が保障される明るく住みよい地域社会の実現を目指し「人権県宣言」を決議いたしました。また、ヘイトスピーチについては、三重県議会では平成27年6月、「人種差別を扇動するヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める請願」を採択するとともに、同趣旨の意見書を全会一致で可決し、国に対して提出してまいりました。その後、国において平成28年6月3日、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」の制定が実現し、3年余が経過したところであります。法律によるまでもなく、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人等を排斥する不当な差別的言動は、決して許されるものではありません。とりわけ県民の負託を受け選ばれた我々県議会議員は、高い倫理観と深い見識を持つことが不可欠でありまして、国籍に限らず、性別、年

年齢、障がいの有無や文化的背景などの多様性を認め、これらを包摂(ほうせつ)していく意識を強く持つことが求められます。正副議長においては、ヘイトスピーチを決して許さないことをあらためて決意しますとともに、全議員に対しましてもそのような認識をより強く持つよう求めていきたいと考えております。

2 発表事項

○第1回選挙区及び定数に関する在り方調査会の開催について

(議長) それでは、発表事項に入らせていただきます。本日は2つの発表事項がございますけれども、まず1つ目、「第1回選挙区及び定数に関する在り方調査会」の開催について発表させていただきます。本調査会については、先月の代表者会議におきまして、正副議長で選定した委員予定者の報告をさせていただき、その後、第1回の開催に向けた調整を進め、この度、開催日時等が決まりましたので発表させていただきます。お手元の発表事項1の資料をご覧ください。日時は10月7日、月曜日の16時から18時まで、場所は、東京都千代田区の都道府県会館4階403会議室であります。内容としましては、はじめに座長を選出いただき、諮問書の交付を行い、その後、委員の皆様で調査の進め方等についてご審議いただく予定であります。会議は原則公開で行われますので、取材や傍聴をしていただけます。当日の電話取材等は、連絡先に記載の携帯電話へお願いいたします。会議の概要につきましては、翌日10月8日の午前中に資料提供をさせていただきたいと思っております。また、会議の資料と併せて、同日10月8日中に、県議会のホームページにも掲載させていただきます。なお、委員予定者につきましては裏面の名簿のとおり、「学識経験者」6名、「法曹関係者」1名、「議会関係団体の代表者等」1名の計8名としております。

○令和元年度 第2回「みえ現場 de 県議会」(令和2年2月頃開催予定)のテーマおよび参加団体の県民への公募について

(議長) では2つ目の発表事項に入らせていただきます。令和元年度 第2回「みえ現場 de 県議会」のテーマ及び参加団体の県民への公募について、発表させていただきます。具体的な内容につきましては、広聴広報会議座長であります北川副議長の方から説明をさせていただきます。

(副議長) それでは私の方から、第2回「みえ現場 de 県議会」、これは来年の2月頃の開催を予定しておりますが、そのテーマ及び参加団体の県民への公募について、ご説明をさせていただきたいと思っております。このことについては、前回の定例記者会見の中でも少し触れさせていただいた中で、また、広聴広報会議の中でも、公開の中で決定いただいていることとさせていただきます。先にお断り申し上げますが、私どもの方の日程の調整のミスで、本日もう既に、県議

会日より、ならびに新聞広報にこの内容について掲載がなされておりますので、発表事項と申し上げながら本日は詳細の説明ということにさせていただきたいと思っておりますので、ご容赦とご理解をいただきたいと存じます。それでは、お手元の発表事項2の資料をご覧いただきたいと思っております。まず目的ですけれども、令和元年度第2回「みえ現場 de 県議会」は、県民の皆さんに県議会に対する関心をより高めていただけるよう、テーマや参加団体を広く県民に公募をして、より県民視点に立った広聴活動を実施するということと存じます。チラシも作成をさせていただいておりますので、添付の資料をご覧いただきたいと存じます。公募内容ですけれども、第2回「みえ現場 de 県議会」の意見交換のテーマをまず募集いたします。また、そのテーマに基づき意見交換を行っていただける団体についても、併せて自薦・他薦を問わずご応募いただけます。つまり、「意見交換のテーマ」だけの応募でも結構ですし、「テーマ」と「そのテーマに基づき意見交換を行っていただける団体」をセットでご応募いただいても結構ですということと存じます。応募方法は、チラシ裏面の「応募用紙」に必要事項をご記入いただき、郵送、ファクス、またはメールでお申し込みいただけます。応募の締切は10月18日、金曜日、当日必着でお願いしたいと思います。次に選定の方法でございますけれども、まずは、意見交換のテーマを決定させていただきます。広聴広報会議において、県民の皆さんから寄せられたそのテーマ案の中から、三重県の重要課題と考えられるテーマであるかどうか、近年実施したテーマと重複するものではないかどうか、などの観点から、適切なテーマを選定して決定をいたします。適切なテーマが公募案の中になければ、広聴広報会議においてテーマを決定したいと存じます。テーマが決定をいたしましたら、次に、そのテーマに基づいて意見交換を行う団体を決定いたします。県民の皆さんから応募のあった団体、これは自薦・他薦を合わせてですけれども、を含めて広聴広報会議において、テーマに関する活動を意欲的に行っているかどうか、などの観点から候補を選定し決定をいたします。県民の皆さんから応募のあった団体の中に該当がなかった場合については、広聴広報会議において候補となる団体を選定し、決定をしたいというふうに思っております。決定したテーマや参加団体につきましては、後日発表させていただきます。私からの説明は以上でございます。

(議長) 私どもからの発表事項は以上でございますのでよろしくお願いいたします。

3 質疑応答

○第1回選挙区及び定数に関する在り方調査会の開催について

(質問) まず幹事社の方からお尋ねさせていただきます。調査会の確認だけさせ

てもらいます。内容は、まず開会挨拶、これは、議長が挨拶されるということで、よろしいですか。

(議長) 挨拶、そうですね。はい。私の方から。

(質問) ですね。座長の選出ですけど、今、どなたの予定だとか。どういう感じになってますか。

(議長) まだですね。明確ではないんですけども。その場で、委員の間で互選をしていただこうかなというふうに考えております。

(質問) (4) の調査の県の選挙区等の状況についてという説明について、事務局からするんですかね。

(議長) そうですね。はい。

(質問) 説明の仕方とか、どういうもの扱うかによって、その後の進め方とか考え方とか、影響を与える可能性とかあるんじゃないかなと思うんですけど、なんか公平性を期すためにとか、客観的には、どういう感じの説明をしていくという感じなんでしょうか。今のところ。

(議長) 基本的にですね、過去からの昭和時代からのですね、これまでの県議会の定数の推移をお示ししながら、それぞれの定数を削減してきた、これまでの特別委員会であるとか、検討会の委員長報告とか座長報告というものを添付させていただき、かつ、議案になった時の賛成討論、反対討論、そうしたものも添付させていただき、そして削減だけでなく、前回の元へ戻すというか、増員の方のことについても、同様に添付してですね、本当に、事実関係の並べた資料という形でですね、たんたんと説明をさせていただこうかなというふうなことを考えております。特に、ご指摘いただくように、恣意的にどちらの方がいいのかというふうなことを我々、事務局、それから我々、議員の方から、調査会の皆さんに、呈するのは、非常にアンフェアと思っておりますので、客観的な視点からご検討いただくためにも、客観的な資料づくりに努めていきたいな思っておるところです。

(質問) 分かりました。もう1点聞きますけれども、結局、東京での開催ということは、これその、最終的にはやっぱり東京で開かざる得ないというか、東京で開く理由について、改めてですけれどもご説明いただけますでしょうか。

(議長) はい。委員の名簿をご覧くださいませとですね、お分かりいただきますように、8名中ですね、東京近郊にお住まいの方が7名と、多くを占めていらっしゃるということ。それから、我々としましては、月1回程度ですね、頻度での開催をぜひお願いしたいという思いを持っておりまして、それをされるかどうかということは、この7日の第1回の会議で、委員の皆さまのご意見で決めていただくわけですが、少なくともコンプライアンス推進委員会とか、県の戦略会議みたいに、年に2回とか、3回ではなくて頻度の多さを考えますと、どうしても東京での開催をしなければ委員の皆さまのご承諾もいただきづらかったというところがありまして、そういう意味におきましては、取材のしにくさ、それから、県民の皆さん、議員の皆さんの傍聴のしにくさという点においては、大変申し訳ないという思いはあるんですけども、議論をしっかりやっていただくことを今回は優先させていただいたということでございます。そんな中で、できれば、翌日の日に概要だけでも発表させていただきたい、資料提供させていただきたいということで、ご容赦たまわりたいと思っておるところです。

(質問) どのようなスケジュール感で、いつごろまでに、答申とか報告書とかどういう形で出てくるのでしょうか。

(議長) これもですね、10月7日の1回目の会議の中で、おおまかなスケジュールを決めていただくことになろうかと思っているんですけども、逆算して考えていくとですね、逆算というのは、次期の統一地方選挙というのが、令和の5年の4月で、これまで、県議会は、その1年前には、選挙区、定数ということ、やっぱり示すべきだ、それを目指すべきだという議論がありましたので、そうしますと令和4年度始まる前ぐらいにはですね、決めておきたい。令和3年度中には、決めておきたい。となると、今回の調査会のご意見というのは、その1年前の令和2年度夏ごろにはですね、出していただけるといいのではないかなということは思っております。ただそれは、あくまでも我々の想定でありまして、調査会の皆さんの議論によっては、より短くなる可能性もありますし、より長くなる可能性もある。そんな中ではありますけれど、遅くとも我々が、令和3年度中に選挙区定数を決めていくということ、決めていかなきゃいけないということを目指しているということ、委員の皆さんにお伝えする中でのスケジュールが決まってくるかなと思っております。

○令和元年度 第2回「みえ現場 de 県議会」(令和2年2月頃開催予定)のテーマおよび参加団体の県民への公募について

(質問) 現場 de 県議会についてお尋ねしますが、今回このテーマを募集するというのは、初めてということよろしいですか。

(副議長) はい。初めてです。

(質問) その目的、理由、どのような経緯で初めて募集することになったかというのを具体的に説明していただけませんか。

(副議長) 今回も、現場 de 県議会のテーマ選定をどうしていくかということを広聴広報会議の中で議論をしていただいて、各党派にも持ち帰りをいただいて、ご意見を持ち寄っていただくと、そういう中から、委員の方から今回公募をしてはどうかというアイデアをいただいたところがスタートになりますけれども、広聴広報会議の中でも、やはり、議会がより県民の皆さん方にその活動を知っていただくと、広聴広報会議の役目はそういうところにあるわけですが、この現場 de 県議会は、数少ない県議会の広聴の機能でございますので、これを宣伝することによって、より県議会や県議会の広聴広報について関心を持っていただこうと、そのために一度このテーマ募集をトライしてはどうかということになりまして今回初めてテーマとそれから意見交換いただく団体を募集させていただくということにさせていただきました。

(質問) これから、現場 de 県議会は、ずっと公募にしていくのですか。

(副議長) そのことについてはやはり、今回、募集をさせていただいて2月頃の実施を予定しておりますが、そのプロセスも含めてですね、年度末に検証させていただいて応募がどれくらいあるとかですね、上手く意見交換いただける団体がゲットできるのかとかですね、いろんな課題があります。正直申し上げて本当に募集をしてその結果とその後のプロセスを見ていかないと上手くいくかどうか、本当にまだ、不安なところがありましてね、やってみた結果を検証してその検証のことについて次の年度の広聴広報会議に申し送りをさせていただいてそこでまた次年度に改めてどうしようかというところを広聴広報会議の中でご議論いただければなと思っています。

(質問) 参加団体の募集も初めてということですか。

(副議長) 公募という形にさせていただくのは初めてになります。いわゆる、テーマを選定してその対象の団体さん、参加いただく団体さんも決めながらそこに参加をいただく県民の方については公募で今までやっておりますのでただ、

ゼロからの応募というのは初めてになると思うんです。

（質問）その広報で課題があるという中で今回、これを募集するとなると更にたくさん集まるのかなと懸念があると思うんですけど、テーマをたくさん募っていくための手段はあるんですか。

（副議長）皆さん方にもお願いというか、おすがりを見せていただかなくてはならないわけですがけれども、議事堂でもご案内いただければありがたいと思っておりますし、当然ながら県議会だよりや県のホームページ、そしてフェイスブックページそして新聞広報、様々な媒体を使って発信はさせていただこうと思っております。それでパーフェクトかどうかと言われると先ほど申し上げたように不安はありますけれども、まずはやってみようというところになります。

○ヘイトスピーチに対する県議会としての姿勢について

（質問）冒頭のヘイトスピーチに関するご発言について確認させてもらいたいんですけども、前回の定例会見を受けてとお話もありましたが小林県議のツイートの投稿を受けての声明という位置付けでいいんですかね。

（議長）そうですね、小林県議だけではなくてですね、一部SNSで様々な報道というか反応なども踏まえながら特にヘイトスピーチのことについては正副議長として声明を出すべきだということで冒頭に発言させていただきました。そういう意味ではヘイトスピーチを許さないよという正副議長の声明だと位置付けになると思います。

（質問）代表者会議で稲森県議から小林県議の答弁に対する処分というか対応を含めるような発言があったと思うんですけど、改めて前回もお伺いしたことになるんですけども議長としてこれまでしてきた対応と今後の対応の予定があるかというのを教えていただいてもよろしいですか。

（議長）まずは、私自身が小林議員に口頭で注意をさせていただき自民党県議団の会派長の方からも団長の方からもしっかりと指導していただいたということがございます。その中で今回、我々正副議長として改めてヘイトスピーチを許さないという声明を出させていただき、この内容については文書ですべての議員にお配りをさせていただいて改めて気持ちを1つにしていこうということの取り組みをさせていただくことになっております。その後につきましては、次の代表者会議の場で我々の対応、県議会の中での動きを踏まえて更なる、後、自由民主党県議団の方からもですね、県議団としての対応についての報告があ

ろうかと思えますし、それを受けてこういうことをしていった方がいいんじゃないか、例えば、勉強会をした方がいいんじゃないかとかですね、そんなようなご意見があるならばそれは正副議長の方でまた検討させていただきたいと思えますけれども、当面は次の代表者会議を迎えていく予定であります。

○第1回選挙区及び定数に関する在り方調査会の開催について

(質問) 技術的には無理なんですか。

(議長) 様々、検討してみたんですけれどもインターネット中継、例えば、県庁内でやるとか県議会の中でやるというのは設備が、庁内LANを使ってやるという設備が既にあるんですけれども東京の都道府県会館の方にはそういう設備がまだないと、それから最近ユーチューバーとかですね、そういう方々がスマホで撮ってというやり方もあるんですけれどもそれも通信障害が起こったりだとか音声障害が出たりだとか責任をもってやれるだけの体制をするにはですね、経費的にも技術的にも困難があるということで大変申し訳ないですが、インターネット中継の方も断念をしたというところでございます。

(質問) 録画再放送という手は。

(議長) 録画再放送ですか。録画再放送。非常に興味深い提案でございますので、そこまで我々、正直、検討しておりませんでしたので一度、検討させていただきたいと思えます。その場合ですね、当然、アップできるタイミングというのはできる限り早くと思っておりますけれどもまずは、紙ベースとなると思えますけれども概要の発表を優先させながらとなるかもしれませんので、その節はご容赦いただきたいと思います。

○ヘイトスピーチに対する県議会としての姿勢について

(質問) 小林県議の発言だけではないとありましたけれども具体的には誰のどういった発言ですか。

(議長) ヘイトスピーチという観点でいくとちょっとずれちゃうんですけれども、一部の議員が8月15日のときに英霊なんていないというふうな発言が炎上しているという状況はあって、県議会の方にもですね、稲森議員のそういう発言に対してのコメントというものも寄せられておりますので、こうしたことを総合的に踏まえてですね、の話ということで考えております。元々、我々そのSNSにおける発言というのは、やっぱり注意しなきゃいけないというところで、最初代表者会議で申し上げた。それは、ヘイトスピーチも含めてだった

んですが、そこで前回の代表者会議で、ヘイトの関係というのはもっとしっかりやらなきゃいけないでしょ、というご意見がありましたので、今回このような対応をとっているということでございますので、発端は小林議員のみならずというところであります。

○第1回選挙区及び定数に関する在り方調査会の開催について

（質問）ちょっと確認しておきます。調査会でちょっと聞いた話では、ずっとこれから東京でやっていくと決まったわけでもなく、委員の希望があれば、県内で開催する可能性もあるということでしたけれども、その議論の状況はどうなっていますか。

（議長）まだ委員の皆さま、初顔合わせが10月7日でございますので、まだそこは全く確たるものはございませんけれども、一部の委員の皆さまから事前にいろんなお願いをしに行ったときに、三重県も訪れてみたいというか、三重県での議論ということもさせていただくのもいいんじゃないかというご提案もいただいているということでございますので、ぜひそういったことも10月7日の第1回目のときに、皆さまの意向を座長の方から確認いただいて、皆さんが三重県で開催することもいいんじゃないかのご同意いただけたら、もうぜひやっていただきたいなと思っておるところです。

—第二県政記者クラブの方も含めてお願いします—

○第1回選挙区及び定数に関する在り方調査会の開催について

（質問）在り方調査会ですけど、今更というのもあれだけど、あらためてその当初ですね、メディア関係とか、一般県民の方とか、なんかそういう項目もあったと思うんですけど、それは絞り込む段階で外れた理由というのは何ですか。

（議長）代表者会議の中で、我々最初に、おっしゃられたように、県民の方とか、メディアの方とか、というのでどうでしょうか、というふうに各会派に持ち帰ってもらいました。その持ち帰っていただいて、返ってきた回答の中に、やはり一般県民の方だとか、メディアの方ではなく、学識経験者、それから法曹関係者、全国の議長会等の議会関係の方で、三重県で有権者でない方、女性をというふうな条件を各会派から出てきましたので、その段階で一般県民の方、メディアの方が対象から外れたという流れになっています。

（質問）それはそれでそう決めたなら、今その議会の全体の知見というのがそういうレベルなんだろうから、それはそれでいいと思いますけど、基本的にだ

から制度そのものというのを、その法制度を整備しようという話じゃなくて、あくまでも条例の話なので、逆に言ったら、これだけ学者さんが揃うと、法的観点からというのが非常に多くなるんじゃないですか。それを県議会として飲むのかというのが最終的に出てくると思うんですよね。だから、その一般の民草の声とか、あるいは地区別、かつて5 1 定数云々のときに聞かれましたけれども、やっぱりそのへんの住民代表というのは県議だけじゃなくてですね、何か入れられたほうが本当はもう少し、要は、三重県の地域に根差している人たちの声というのを反映するにはやっぱり必要じゃないかなと思うんですけど、それはすでに終わっているということですよ。

(議長) いや、まだ終わってはいないと思っております、例えば、調査会の中で、そういう県民の皆さんの意向確認をしたいということであつたりだとか、メディアの皆さんのご意見を聞きたい、特に三重県政に精通されていらっしゃる県政、第二県政の記者さんたちと意見交換をしたいというご意見があれば、ぜひそういう場を持ちたいというふうに思っておりますし、かつ、その今回やっぱり客観的な観点から1票の格差の是正であつたりとか、地域事情の配慮であつたりとか、こういった相反するようなバランスの難しいことについて、どう考えるべきか。しかも、それがこれからの人口減少の時代の中での県議会の役割という観点から見て、どういうふうにあるべきかというところをお示しいただく中でですね、それを受けて、あとは県議会の中で特別委員会ないしは検討会、どんな形になるかはわかりませんが、そこで議論していく際にあらためて時の県民の皆さんのご意見だつたりだとか、それから、その間に国勢調査もありますので、国勢調査の結果も踏まえて、1票の格差がどういうふうになっているのかということすべてトータルに考えて、最後決めるのは、私は県議会だというふうに思っておりますので、調査会がすべて決めるかどうかということになると、おっしゃられるように、県議会の方もこんな県民の声聞いてないじゃないか、県のことわかってない人が決めていいのかということになるかもしれませんけれども、あくまでも新たな議論のスタート台を作る、そこを調査会にお願いしたいと思っておりますので、そこから県民の声であつたりとか、それこそメディアの皆さんのご意見であつたりとかを踏まえながらの議論が進んでいくというふうに思っています。

(質問) 大橋さんというのは、例の千葉地裁であがっていた最高裁のあの判事の方ではないんですか。

(議長) 千葉地裁じゃなくて、千葉県の1票の格差是正の最高裁のときの判事さんです。

(質問) 大阪弁護士会の方でしたっけ？

(議長) 過去はちょっとわかりません。千葉県選挙のときはわかりませんが、現在は東京の弁護士会所属ということです。

(質問) 要は、自民県議団の津田さんとかが直接聞きに行ったと言われているあの弁護士さんではないんですか。

(議長) ではないです。

(質問) 違うんですか。

(議長) はい。申しおぼせましたが、これまで県議会として招致させていただいた先生方だとか、各党派で勉強会で誰にお目にかかった弁護士さんだとか、先生方というのは今回の対象からまず外しておりますので、そういう方ではないです。

(質問) これに絡めて、知事と正副議長が話し合われたときに、議長は実施年はわからんというふうな趣旨のことをおっしゃったじゃないですか。会見録見てもらったらわかるんですけど、ということは、今回制度は決めるけど、ひょっとしたら、次の令和5年の選挙のときには実施できるかどうかわからないとか、そういう意向があるんですか。

(議長) 私自身はもう次の令和5年4月の統一地方選挙まで選挙ないという仮定ですけども、そのときには定数、選挙区議論、一定結論を得た上でやるべきだと思っていますので、私自身は、ぜひ次の選挙では、新しい、議論された選挙区定数でやるべきだと強く思っています。

(質問) 例えば前回のように、4年先送りが絡むこの案をのみましよう。45定数のんだ形の、ああいう奇策は使わんと。議長の個人的な思いとしては、その奇策は使いたくないということですか。

(議長) そうですね。あれによって、私自身は県民の皆さんからの信頼を大きく失っていると思っていますので、あのようなことはやるべきではないと思っています。

○ヘイトスピーチに対する県議会としての姿勢について

(質問) あと、さっきのツイッターの件ですけど、先に正副のステートメントを出されたのは、紙あとでもらえますか。

(議長) はい。

(質問) 出されたのは、それはそれでなんですけど。前回会見の時に、要は自民県議団さんがまだ総会開いてないと。だから今回の措置については、小林貴虎県議を、議長は個人でたしなめられたけど、会派としてどうするかっていうふうなことってのは、総会開いてからの話だってことで。その総会開いたかわからないけど、その後に代表者会議があった時に、中森団長の方から、なんらかの説明があんのかと思ったらそれもなくて、その代表者会議終わったじゃないですか。それからいくと、今自民県議団さんっていうのは、小林貴虎議員の扱いっていうか、会派としてどう判断したかってのは、何も出てこないんですけど、そのへんはどうなってるんですか。

(議長) 実はその代表者会議で、その時に三谷議員であったりだとか、傍聴の稲森議員から、追加でヘイトスピーチがいけないって観点が抜けてるじゃないかというご指摘をいただきつつ、それを踏まえた代表者会議の後の総会で、県議団としての考え方を議論してきましたので、それについては次回の代表者会議で、中森団長のほうからご説明をいただけるものだと思ってます。

(質問) 次回？

(議長) 次回。それまで代表者会議がないので。私が団長に代わって発表するわけにもいかなないところもありましてですね。そういう意味では。

(質問) 若干、あまりにもスピード感がないという気はしますけど。

(議長) 代表者会議で問われたことですので、代表者会議でお答えすることが筋だろうという考えの中で、次回の代表者会議は10月17日、今月17日ですね、2週間半後の代表者会議で、何らかの説明があろうかと思ってます。

○日台友好三重県議会議員連盟について

(質問) あと日台の県議連盟ですけど、脱退者が9名出て、1人はちょっと事情が違いますけど、8名は今回の役員人事でご不満に思われて抜けたという形なんですけど。このへんの事情は、先週の金曜日の役員会前まで会長でいらっし

やったんで、議長は。どういう経緯と、どういうお考えですか。

(議長) 経緯についてはですね、これは日台議連単体での話ではなく、複数の議員連盟、公式、非公式っていうのがあって、実は日台議連っていうのは代表者会議の認定を受けていない非公式な議員連盟なんですが、代表者会議の認定を受けている公式の議員連盟と、非公式の議員連盟との間での、さまざまな正副会長であったりとか、役員人事のことと、正副議長を含めた、委員長を含めた役員改選の時と時期を同じくして議論している中で、さまざまな行き違いとか、思いがあった中でですね、まとまりがうまくいかなかったということであろうかと思っています。前会長としては、非常に私自身も責任を感じています。うまく調整できなかったところに、私としてもじくじたる思いはあります。

(質問) 新会長の中森県議、会長が、超党派で、議会全体で今までどおり臨むってということには変わらないっていうようなことを会長新任挨拶でおっしゃいましたけど、ということは、抜けた草莽と公明の8人の方、ちょっと稲森さんは別の要件みたいですけど、1か月千円は高いじゃないかっていうお話みたいですが。実際あの方は視察行くわけでもないし、結局全体の懇親会で使われるっていうので、そこのところは別の連盟に入るっていうお話でしたが。中森さんの、会長の言葉からいくと、逆に8人の抜けられた方をもう1度交渉して引き戻すとかいう余地があるという感じなんですか。

(議長) 私自身は抜けられた8名の方々ともお話をして、思いも聞いておりますので、そう容易ではないとは思っておりますけれども、ただ、もう1度一緒に台湾との交流進めていこうという努力はしていくべきだと思っています。そのために中森新会長の方で、どのようなことをお考えになるか私はちょっとわからないですけども、ご協力できるのであれば、前会長として、それはさせていただきますいなと思っています。

(質問) これは執行部と一体になって、特に今の鈴木知事は平成23年に知事だから、先に議会のほうは議員連盟ができて、そこのところである程度プラットフォームが整ってたから、逆に執行部も乗りやすかったってのがあるじゃないですか。そういう意味では、執行部と一枚岩になってやってきた部分というのが、逆に議会の方が割れると、ある意味今までの日台の交流っていうのが、水差す面ってのがありますよね。そのへんは大丈夫なんですか。

(議長) 心配するところはあります。これまで本当に一枚岩でやってこれたところもありましたので。一方で知事部局の方はやっぱりスピード感が違います

ので。我々が友好提携をしていない台中市であったりだとか、高雄市であったりだとか、そういうところまでも友好提携を広げるくらい、向こうはより深く進んでますので。逆に今は日台議連のほうが知事部局の動きについてくという状況ではあったわけですが、それもやっぱり一枚岩であったというところが知事部局としてはやりやすかったっていうところはあったと思いますので、そのへんが今後どのような影響が及んでくるのか、及ばないようにしたいとは思っておりますけれども、相手方のこともありますので、台湾側がどういうふうに見られるかっていうことも含めて、そこは慎重に考えていかなきゃいけないのかなと思っております。

○第1回選挙区及び定数に関する在り方調査会の開催について

(議長) すみません、先程ご質問いただいた大橋正春弁護士の所属の弁護士会ですけれども、当時も東京の弁護士会で、今も東京の弁護士会ということでございます。

(以 上) 11時10分 終了